

## 瀬戸内市ロゴマーク使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市民の瀬戸内市（以下「市」という。）への愛着や誇りを高め、市が目指すまちのイメージを発信するため、瀬戸内市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、法令等に特段の定めがあるものを除き、市に帰属する。

### (使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸内市ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料（ただし、営利を目的としない個人の場合を除く。）
- (2) ロゴマークの使用内容が分かる資料等
- (3) その他市長が必要と認める資料

### (使用の承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用承認（以下「使用承認」という。）をするものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、ロゴマークの使用方法その他必要な事項について、条件を付することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (2) 市の信用又は品位を害するとき。
- (3) 第三者の利益を害するとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 瀬戸内市暴力団排除条例(平成23年瀬戸内市条例第32号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (7) ロゴマークの使用によって物品又は役務について市が提供者等であるとの誤認又は

混同を生じさせるおそれがあるとき。

- (8) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
  - (9) ロゴマークを変形し、又は改変しているとき。
  - (10) ロゴマークそのものを商品化するとき。
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用が適当でないと認めるとき。
- 2 ロゴマークの使用期間は、使用承認の日の翌日から起算して 1 年間とする。ただし、市が使用する場合は、この限りでない。
- 3 市長は、使用承認をしたときは、瀬戸内市ロゴマーク使用承認書（様式第 2 号）により申請者に通知する。
- 4 市長は、使用承認をすることが不相当と判断したときは、瀬戸内市ロゴマーク使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

（使用料）

第 5 条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第 6 条 第 4 条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「市民向け瀬戸内市ロゴマーク使用マニュアル」の記載事項を遵守すること。
- (2) 承認された使用目的及び使用対象物件のみに使用すること。
- (3) ロゴマークを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、承認番号をその商品、包装、広告等に明示すること。ただし、市長が承認した場合は、この限りでない。
- (4) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、市長が提出が困難であると認めるときは、完成品の写真等を提出すること。
- (5) 使用の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) ロゴマークの一部のみを使用し、又はロゴマークを変形し、改変し、若しくは他の図形や文字と重ねたりして使用しないこと。
- (7) ロゴマークそのものを商品化しないこと。

（承認の更新）

第 7 条 使用者が、当該承認に係る使用期間満了後も引き続きロゴマークの使用を希望する場合は、当該使用期間の満了する 3 か月前までに、瀬戸内市ロゴマーク使用承認更新申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 第 4 条の規定は、承認の更新について準用する。

（承認内容の変更等）

第 8 条 第 4 条の規定による使用承認を受けた内容を変更しようとする使用者（次項にお

いて「変更申請者」という。)は、あらかじめ瀬戸内市ロゴマーク使用承認内容変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、瀬戸内市ロゴマーク使用変更承認書(様式第6号)により申請者に通知する。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認(前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用の申請の内容に偽りのあることが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用継続が不相当であると市長が認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 3 市長は、随時、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

- 2 使用承認は、ロゴマークを使用している物件等について市の推奨や品質保証を行うものではない。

(経費の負担)

第11条 市は、使用承認の申請に要する費用、使用の実施に係る経費等を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、ロゴマークの使用を承認したことに起因して使用者が第三者に対して与えた損害について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵<sup>かし</sup>により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償する。

(事務)

第13条 この告示に関する事務は、総合政策部秘書広報課が行う。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。